

報道各位

新潟市財務部 資産税課  
納税課

## 公文書の誤送付について

このたび、固定資産税の納税義務者に対し、本市より誤った文書を送付した事案が発生しました。

対象者の方には、多大なるご心配とご迷惑をおかけしたことを心よりお詫び申し上げますとともに、再発防止と適切な事務処理を徹底してまいります。

### 1 誤送付した書類

固定資産税の催告書及び督促状

### 2 経緯と原因

令和7年2月25日（火）

- ・納税義務者B氏の固定資産課税台帳登録において、納税義務者A氏の住所、氏名で誤登録

令和7年3月14日（金）

- ・B氏に送付すべき催告書2通をA氏に送付

令和7年3月28日（金）

- ・B氏に送付すべき督促状3通をA氏に送付
- ・3月14日に誤送付した催告書についてA氏から連絡を受ける

令和7年3月31日（月）

- ・事務処理誤りが確認されたため、A氏に誤送付であることをお詫び

### 3 誤送付の影響

A氏に誤送付された文書内には、B氏の住所、氏名などの記載はないため、個人を特定できる情報の漏洩はありません。

### 4 再発防止対策

- ① 処理をしている複数の担当者間において、確実な連携・情報伝達を徹底します。
- ② 人的作業を削減し、機械的に自動処理されるようシステム整備を進めます。

#### 【問い合わせ先】

新潟市財務部資産税課 担当:駒見

電話:025-226-2262

※本件に関する問い合わせは午後6時までに  
お願いいたします。